

戸 井 支 所

令和8年（2026年）2月18日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7（2025）年度補正予算概要	1
2 令和8（2026）年度予算概要	2～3
3 函館市地域会館条例の一部を改正する条例の骨子	4～7

1 令和7（2025）年度補正予算概要

一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
農 林 水 産 債	500	農林施設災害復旧債	500
土 木 債	30,600	道路施設災害復旧債	27,600
		河川災害復旧債	3,000

2 令和8（2026）年度予算概要

一般会計

[歳出]

総務費

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
一般管理費	7,048	防災対策経費	3,220
		防災無線システム経費	3,220
		防災行政無線整備費	3,828
			(地方債)防災行政無線整備事業債 3,800
財産管理費	548	土地・建物管理所要経費	548
		維持補修費	548
支所費	32,408	庁舎維持管理所要経費	21,291
		戸井支所庁舎管理費	21,291
		地域会館管理運営所要経費	2,895
		地域会館管理委託料(債務負担行為分)	2,610
		維持補修費	262
		その他諸経費	23
		街路灯維持管理費	3,106
		地域内交通確保対策事業費	3,336
		公有財産解体費	1,780
		(その他)地域会館使用料 4	
		(地方債)過疎地域持続的発展特別事業債 3,300	
		(地方債)公共施設等解体事業債 1,600	

民生費

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
老人福祉費	5,342	高齢者等在宅生活支援事業費	5,342
		戸井地区外出支援サービス事業費	5,342
			(地方債)過疎地域持続的発展特別事業債 5,300

衛生費

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
墓地費	42	市有共同墓地管理所要経費	42
			(その他)墓地使用料 10

農林水産費

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
農林総務費	5,754	農林施設維持補修費	5,754
			(地方債)治山事業債 3,100
			(その他)森林整備等対策基金繰入金 2,392

商 工 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
商 工 総 務 費	264	事務所要経費	264

土 木 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
土 木 総 務 費	252	その他所要経費	252
		その他諸経費	252
道 路 橋 梁 総 務 費	834	道路管理行政費	834 (その他)道路占用料
		街路灯関係経費	834 431
道 路 橋 梁 維 持 費	9,227	道路維持補修費	7,029
		除雪費	2,198
河 川 費	1,309	河川維持管理費	1,309 (その他)河川及び堤防 使用料 9
公 園 費	384	公園施設維持管理費	384

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域会館管理委託料 〔 汐首東会館 瀬田来会館 弁才町会館 〕	令和9(2027)年度から 令和11(2029)年度まで	7,554

3 函館市地域会館条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

原木会館，女那川会館，御崎会館，川汲会館，安浦会館および大船会館を廃止するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

函館市地域会館条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																												
<p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者は、次の各号に掲げる会館の区分に応じ、当該各号に定める別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>函館市原木会館</u> 別表第12</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>函館市女那川会館</u> 別表第16</p> <p>(9) <u>函館市御崎会館</u> 別表第19</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>函館市尾札部会館</u>、<u>函館市川汲会館</u>および<u>函館市大船会館</u> 別表第27</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) <u>函館市安浦会館</u> 別表第29</p> <p>(16) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td><u>函館市弁才町会館</u></td><td><u>函館市弁才町274番地2</u></td></tr> <tr><td><u>函館市原木会館</u></td><td><u>函館市原木町98番地1先</u></td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td><u>函館市中浜会館</u></td><td><u>函館市中浜町101番地5</u></td></tr> <tr><td><u>函館市女那川会館</u></td><td><u>函館市女那川町1番地先</u></td></tr> <tr><td><u>函館市御崎会館</u></td><td><u>函館市恵山町663番2地先</u></td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td><u>函館市尾札部会館</u></td><td><u>函館市尾札部町573番地1</u></td></tr> <tr><td><u>函館市川汲会館</u></td><td><u>函館市川汲町272番地1</u></td></tr> <tr><td><u>函館市安浦会館</u></td><td><u>函館市安浦町71番地1</u></td></tr> <tr><td><u>函館市臼尻会館</u></td><td><u>函館市臼尻町234番地1</u></td></tr> <tr><td><u>函館市大船会館</u></td><td><u>函館市大船町241番地2</u></td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">別表第10および別表第11 削除</p>	名称	位置	(略)		<u>函館市弁才町会館</u>	<u>函館市弁才町274番地2</u>	<u>函館市原木会館</u>	<u>函館市原木町98番地1先</u>	(略)		<u>函館市中浜会館</u>	<u>函館市中浜町101番地5</u>	<u>函館市女那川会館</u>	<u>函館市女那川町1番地先</u>	<u>函館市御崎会館</u>	<u>函館市恵山町663番2地先</u>	(略)		<u>函館市尾札部会館</u>	<u>函館市尾札部町573番地1</u>	<u>函館市川汲会館</u>	<u>函館市川汲町272番地1</u>	<u>函館市安浦会館</u>	<u>函館市安浦町71番地1</u>	<u>函館市臼尻会館</u>	<u>函館市臼尻町234番地1</u>	<u>函館市大船会館</u>	<u>函館市大船町241番地2</u>	(略)		<p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>函館市尾札部会館</u> 別表第27</p> <p>(11) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(削る)</td><td style="text-align: center;">(削る)</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(削る)</td><td style="text-align: center;">(削る)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(削る)</td><td style="text-align: center;">(削る)</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(削る)</td><td style="text-align: center;">(削る)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(削る)</td><td style="text-align: center;">(削る)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(削る)</td><td style="text-align: center;">(削る)</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">別表第10から別表第12まで 削除</p>	名称	位置	(略)		(略)	(略)	(削る)	(削る)	(略)		(略)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)		(略)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(略)	
名称	位置																																																												
(略)																																																													
<u>函館市弁才町会館</u>	<u>函館市弁才町274番地2</u>																																																												
<u>函館市原木会館</u>	<u>函館市原木町98番地1先</u>																																																												
(略)																																																													
<u>函館市中浜会館</u>	<u>函館市中浜町101番地5</u>																																																												
<u>函館市女那川会館</u>	<u>函館市女那川町1番地先</u>																																																												
<u>函館市御崎会館</u>	<u>函館市恵山町663番2地先</u>																																																												
(略)																																																													
<u>函館市尾札部会館</u>	<u>函館市尾札部町573番地1</u>																																																												
<u>函館市川汲会館</u>	<u>函館市川汲町272番地1</u>																																																												
<u>函館市安浦会館</u>	<u>函館市安浦町71番地1</u>																																																												
<u>函館市臼尻会館</u>	<u>函館市臼尻町234番地1</u>																																																												
<u>函館市大船会館</u>	<u>函館市大船町241番地2</u>																																																												
(略)																																																													
名称	位置																																																												
(略)																																																													
(略)	(略)																																																												
(削る)	(削る)																																																												
(略)																																																													
(略)	(略)																																																												
(削る)	(削る)																																																												
(削る)	(削る)																																																												
(略)																																																													
(略)	(略)																																																												
(削る)	(削る)																																																												
(削る)	(削る)																																																												
(略)	(略)																																																												
(削る)	(削る)																																																												
(略)																																																													

別表第12 (第6条関係)

函館市原木会館

区分	時間区分		
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (正午から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)
会議室	630円	810円	1,060円
調理実習室	900円	1,170円	1,520円
1階研修室	170円	230円	300円
2階研修室	1,320円	1,720円	2,200円

備考 暖房を使用した場合は、時間区分ごとにストーブ1台につき200円を徴収する。

別表第16 (第6条関係)

函館市女那川会館

区分	時間区分		
	昼間 (午前9時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)
会議室	1,510円	1,720円	2,590円
和室	960円	1,080円	1,610円

備考 結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき4,050円とする。

別表第17および別表第18 削除

別表第19 (第6条関係)

函館市御崎会館

区分		時間区分		
		昼間 (午前9時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)
多目的ホール	夏季	1,650円	1,880円	2,840円
	冬季	2,430円	2,660円	3,620円
和室研修室	夏季	1,050円	1,180円	1,770円
	冬季	1,830円	1,960円	2,550円

備考

- 1 夏季とは5月1日から10月31日までの間を、冬季とは11月1日から4月30日までの間をいう。

別表第16から別表第19まで 削除

- 2 結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき、夏季にあつては4,430円と、冬季にあつては7,550円とする。
- 3 調理用器具を使用した場合は、ガス料金の実費を徴収する。

別表第27（第6条関係）

函館市尾札部会館、函館市川汲会館および函館市大船会館

（表 略）

別表第29（第6条関係）

函館市安浦会館

区分	時間区分			
	午前（ 午前9 時から 正午ま で）	午後（ 正午か ら午後 5時ま で）	夜間（ 午後5 時から 午後9 時30分 まで）	全日（ 午前9 時から 午後9 時30分 まで）
集会室	720円	920円	1,330円	2,060円
研修室	510円	720円	1,130円	1,850円
調理実 習室	720円	920円	1,330円	2,060円
談話室	510円	720円	1,130円	1,850円

備 考

- 1 商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、この表の規定による使用料の額の20割に相当する額とする。
- 2 暖房を使用した場合は、1室1時間につき300円を徴収する。

別表第27（第6条関係）

函館市尾札部会館

（表 略）

別表第29 削除